

地域密着型介護老人福祉施設運営規程

(事業所の目的)

第1条 この運営規程は、社会福祉法人高田福祉会が運営する特別養護老人ホーム「悠久の里」のサテライト型特別養護老人ホーム笛吹の里（以下「施設」という。）が行う指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者等（以下「職員」という。）が、要介護状態と認定された入居者（以下「入居者」という。）に対し、住みなれた地域で生活するために適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービスに基づき、可能な限り居宅での生活への復帰を念頭に置いて、かつ常に入居者の立場に立ってサービスを提供することにより、入居者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを支援することを目指すものとする。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称及び所在地)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 サテライト型特別養護老人ホーム「笛吹の里」
- (2) 所在地 新潟県上越市大字藪野138番地

(入居者の定員、ユニットの数及びユニットごとの入居者の定員)

第4条 入居者の定員は29人とする。

- 2 居室は全室個室とし、個室の定員を1人とする。
- 3 ユニットの数及びユニットごとの入居者の定員は次のとおりとする。
 - (1) ユニットの数 3ユニット
 - (2) ユニットごとの入居者の定員 10人…2ユニット 9人…1ユニット

(職員の職種・員数及び職務内容)

第5条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤、特別養護老人のホーム悠久の里（以下「悠久の里」という。）と兼務とする）
施設職員の管理、業務の実施状況の把握、厚生労働省令で定められている運営基準を遵守させるために必要な指揮命令、事故防止のための安全対策、虐待防止のための対策、その他の施設管理を悠久の里と一元的に行う。
- (2) 医師 3人（嘱託、悠久の里と兼務）
入居者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、施設の衛生管理等の指導を行う。
- (3) 生活相談員 1人以上（常勤）
入居者及び家族の必要な相談に応じるとともに適切なサービスが提供されるよ

- う施設内のサービスの調整、処遇の企画や実施等を行う。
- (4) 看護職員 1人以上（常勤、機能訓練指導員と兼務とする）
入居者の保健衛生管理及び看護業務を行う。
 - (5) 介護職員 10人以上（常勤）
入居者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
 - (6) 機能訓練指導員 1人以上（常勤、看護職員と兼務とする）
入居者が心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
 - (7) 管理栄養士 1人以上（悠久の里と兼務）
入居者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立作成、栄養指導を行う。
 - (8) 介護支援専門員 1人以上（常勤）
地域密着型施設サービス介護計画の作成等を行う。
 - (9) 歯科衛生士 1人以上
入居者ごとの状態に応じた口腔衛生サービスを行うとともに、介護職員への指導助言を通じて口腔衛生管理体制を講じる。
- 2 前項に定めるものの他、施設の運営上、必要な職員を置くものとする。

（サービスの取扱い方針）

- 第6条 施設は、入居者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことができるようにするため、地域密着型施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとする。
- 2 サービスを提供するにあたっては、入居者の心身の状況を把握するとともに、サービスの内容の確認を行うものとする。
 - 3 施設は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切にサービスを行うものとする。
 - 4 施設は、サービスの提供にあたっては入居者又はその家族に対し、懇切丁寧に処遇上必要なことに対し、理解しやすいように説明を行うものとする。
 - 5 施設は、サービス提供にあたって、入居者又は他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。また、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
 - 6 施設は、自らのその提供する施設サービスの質の評価を行い、常に見直すことで改善を図るものとする。

（介護の内容）

- 第7条 介護にあたっては、入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な介護を行うものとする。
- 2 施設は、1週間に2回以上適切な方法により入居者を入浴または、清拭を行うものとする。
 - 3 施設は入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。
 - 4 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、おむつを適切に交換す

るものとする。

- 5 施設は、褥瘡が発生しないように適切な介護を行うものとする。
- 6 施設は、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行うものとする。
- 7 施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 8 施設は、入居者の負担により、職員以外の者による介護を受けさせないものとする。

(食事の提供)

第8条 食事の提供は、栄養並びに入居者の身体状況・嗜好等を考慮したものとし、適切な時間に行うこととする。また、入居者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努めるものとする。

- 2 食事の時間は、おおむね以下のとおり行うものとする。

朝食 7:30 ~ 9:00

昼食 11:30 ~ 13:00

夕食 17:30 ~ 19:00

(相談及び援助)

第9条 施設は、常に入居者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の供与等)

第10条 施設は、適宜入居者のためにレクリエーションの機会を設けるものとする。

- 2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行するものとする。
- 3 施設は、常に入居者の家族との連携を図り、入居者と家族の交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(機能訓練)

第11条 施設は、入居者の心身の状況に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持するための訓練を実施するものとする。

(健康管理)

第12条 施設の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行うものとする。

(利用料その他の費用の額)

第13条 施設サービスの利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、施設が法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、入居者から利用料の本人負担分の額の支払いを受けるものとする。

- 2 施設は、前項の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用
1日当たり1,445円
 - (2) 居室に要する費用
1日当たり2,410円
 - (3) 施設サービスで提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担させることが適当と認められるもの（別紙参照）
- 3 前第1項及び第2項の費用の徴収に際しては、あらかじめ入居者又は家族に対して当該サービスの内容及び費用についての説明及び同意は文書により行うものとする。
- 4 第2項第1号及び第2号の額を変更するときは、あらかじめ、入居者又は家族に対して変更について、文書により説明し、同意を得るものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第14条 施設を利用する者は、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 施設を利用する者は、施設内において政治活動、宗教活動を行ってはならないこと。
- (2) 施設を利用する者は、施設に危険物を持ち込んで서는ならないこと。
- (3) 入居者は、この運営規程の定めるところにより、指導及び調査等に従わなければならないこと。
- (4) 入居者が外出・外泊をしようとするときは、あらかじめ外出・外泊届を提出し、管理者又は責任者の承諾を得なければならないこと。
- (5) 入居者は、指定された居室を勝手に変更してはならない。
- (6) 入居者の所持金その他貴重品は自己管理を原則とするが、管理し難い場合については、管理者に申し出て保管を依頼することができる。

（運営推進会議の設置）

第15条 施設は、地域包括支援センターの職員、利用者・家族の代表及び地域の代表者などで構成された運営推進会議を設置し、おおむね2か月に1回会議を開催し、活動状況について報告するとともに意見や要望を聴き、地域との連携を図りサービスの向上に努めるものとする。

（非常災害対策）

第16条 施設は、地域消防署等関係諸機関と協議を行い、非常災害に関する具体的計画を立てて、入居者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めるものとする。

2 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、地域消防署及び地域住民の協力を得た上で、年2回以上避難訓練、その他必要な訓練等を実施するものとする。

3 大規模災害が発生した場合は、原則として施設内にて安全確保を行うものとする。ただし、倒壊等のおそれがあり施設管理者が安全を十分に確保できないと判断した場合は、各災害に適した避難場所に避難するものとする。

4 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を講じるためのBCPを策定し研修及び年間2回以上の訓練を実施するものとする。

(衛生管理等)

第17条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 施設は、施設内において感染症が発生した場合、まん延しないように必要な措置を講ずるものとする。
- 3 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、感染症防止委員会を3月に1回以上開催するとともに、指針・マニュアルの整備見直しや年間2回以上の研修及び訓練を実施するものとする。

(個人情報保護)

第18条 職員は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持することを厳守するものとする。

- 2 施設は、職員が退職した後も正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。
- 3 施設は、関係機関、医療機関、居宅介護支援事業所等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。
- 4 施設は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合入居者及びその家族の個人情報の利用目的を公表するものとする。
- 5 施設は、個人情報の保護に関わる規定を公表するものとする。

(事故発生時の対応)

第19条 施設は、サービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置や医療機関への搬送などの措置を講じ、速やかに入居者の家族及び市町村等に連絡を行うとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議するものとする。

- (1) 事故発生防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故又は事故に至る危険性がある自体が発生した場合に、発生の実態及びその分析をし、改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 施設は、施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、施設及び従業員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(職員の研修)

第20条 施設は、職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また、適切かつ効率的に施設サービスを提供できるよう、従業員の勤務体制の整備に努めるものとする。

- 2 施設は、職員の研修を次のとおり実施するものとする。
 - (1) 採用時研修 採用後1か月以内に実施
 - (2) 継続研修 年2回以上実施
- 3 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者については、認知症介護基礎研修を受講できる体制を講じるものとする。

(地域との連携)

第21条 施設は、地域住民又はボランティア団体との連携及び協力を行うなど地域との交流に努めるものとする。

2 施設は、入居者からの苦情に関して市等が派遣する介護相談員を積極的に受け入れる等市との連携に努めるとともに、老人クラブ、婦人会その他住民の協力を得て市が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(虐待防止の対応)

第22条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止のため、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会を開催し、指針を整備するとともに年間2回以上の研修を実施するものとする。

2 委員会の責任者は施設長とする。

3 委員会は職員への研修内容、指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、通報、再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。

(苦情等への対応)

第23条 施設は、施設サービスに関する入居者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとし、その概要を利用者及び家族に文書により説明を行うものとする。

2 施設は、苦情を受け付けた場合には、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行うものとする。

3 施設は、入居者又は家族からの苦情に対して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行い報告するものとする。

4 事業所は、苦情を申し立てた入居者等に対していかなる差別的な扱いを行わない。

附 則

1 この運営規程は、平成20年4月10日から施行する。

2 第3条(1)、第13条第2項(1)、(3)別紙、第20条の改正は、平成26年4月1日から施行する。

3 第13条の改正は、平成27年8月1日から施行する。

4 第13条別紙、第16条第3項の改正は平成28年4月1日から施行する。

5 第15条の改正は、平成29年12月1日から施行する。

6 第5条第1項(1)、(2)、(5)、(9)、第16条第2項、第4項、第17条第3項、第20条第3項、第22条、第23条の改正は、令和3年4月1日から施行する。

7 第13条第2項(1)の改正は、令和3年8月1日から施行する。

8 第5条第1項(7)、第13条第2項(2)、第16条第4項、第17条第3項、第22条第1項、第2項、第3項の改正は、令和6年4月1日から施行する。

第13条：その他の費用の額（別紙）

平成28年4月1日現在

項目	金額
電化製品等電気代	1品あたり40円/日
預り金の出納管理に係る費用	1日あたり20円
医療品費	実費
理美容代	実費
身の回り品購入費用	実費
クリーニング代	実費
新聞・雑誌代	実費
教養娯楽費	各行事・クラブの材料費の実費
行政手続代行費	実費
利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに 伴い必要となる費用	実費
家族等が滞在中に利用した費用 リネン貸出代 食事代	1泊：500円/人 朝：360円 昼：500円 夜：570円
複写物の交付	1枚：10円